

# 名 張 市

## 集会所等の新設等及び 修繕に対する補助金制度

### 令和4年度実施分

福祉の向上並びに自治振興に寄与するため、各地域における基礎的コミュニティの集会所等住民共通の施設の建設や修繕に要する経費の一部を補助するものです。

**要望書提出期限：令和3年9月30日（木）**

**三重県名張市 地域環境部地域経営室**

TEL：0595-63-7484

FAX：0595-63-4677

E-mail：chiikikeiei@city.nabari.mie.jp

<http://www.city.nabari.lg.jp/>

※ この制度は、令和4年度の一般会計予算が議会の審議を経て成立することを前提としています。予算が成立しなかった場合は、補助金の交付は出来ませんのでご了承下さい。

※ また、補助金の交付要綱の改正に伴い補助の要件が変更となる場合があります。

# も く じ

1.	集会所等の新設等及び修繕に対する補助金とは	P 1
2.	補助対象・補助額	P 1
	補助事業の流れ（イメージ）	P 2
3.	申請・手続き	P 3
	（1）要望書提出	P 3
	（2）補助申請	P 3
	（3）補助金交付決定	P 3
	（4）工事の実施	P 3
	（5）実績報告	P 3
4.	よくある質問	P 3
5.	補助金交付要綱・必要書類一覧表・様式集	
	（1）補助金交付要綱	P 4
	（2）要望書（記載例）	P 8
	様式集	P 9～

## 集会所等の新設等及び修繕に対する補助金

### 1. 集会所等の新設等及び修繕に対する補助金とは

各地域における基礎的コミュニティの集会所等住民共通の施設を充実することにより、当該地域の福祉の向上並びに自治振興に寄与すると認められるものに対して交付する補助金です。

### 2. 補助対象・補助額

	新設等	修繕
内容	施設の新築、増築、改築、移転又は購入による取得	施設の改修及び補修工事
補助率	補助対象額の2分の1	補助対象額の2分の1
最高限度額	600万円	100万円
複数の基礎的コミュニティの共同申請の場合の最高限度額	基礎的コミュニティごとに新設等をする場合に算出される最高限度額を合計した額	基礎的コミュニティごとに設置されているとした場合に算出される最高限度額を合計した額
補助対象額	直接事業費から当該事業を行う者以外の者が負担した補助金、助成金、協賛金、寄附金等を差し引いた額  本体工事に要する費用又は当該施設（その敷地含む。）の取得に要する費用に限り、 <u>施設の解体、撤去又は処分に要する費用を除く。</u>	
条件等	認可地縁法人又は認可地縁法人となることを約した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費：30万円以上</li> <li>・耐震補強を目的とする木造の施設の修繕の場合、当該修繕により評点が1.0以上となるもの</li> </ul>
次回の補助金交付についての制限期間	翌年度から起算して20年間	翌年度から起算して5年間

補助事業の流れ（イメージ）

実施年月	令和3年9月 月末まで	令和3年 10月	令和4年3月～令和5年3月								
申請者が行うこと	①要望書提出			④補助金 交付申請 書提出		⑥補助事 業等着手 報告書提 出	⑦工事施 工	⑧補助事 業等完了 実績報告 書提出		⑪補助金 等交付請 求書提出	
名張市が行 うこと		②予算要 求手続き	③予算内 定通知発 送		⑤補助金 交付決定 通知発送				⑨現場確 認 ⑩補助金 額確定		⑫補助金 支払

### 3. 申請・手続き

#### (1) 要望書提出

令和3年9月末日までに、地域環境部地域経営室へ要望書の提出をお願いします。なお、要望書の書式は任意（8ページ記載例参照）です。

#### (2) 補助申請

補助申請は、市からの予算内定通知後に、「第1号様式 補助金交付申請書」の提出をお願いします。

なお、補助申請の書式などについては、市のホームページよりダウンロードできます。

#### (3) 補助金交付決定

市において、補助申請の内容を「集会所等の新設等及び修繕に対する補助金交付要綱」により審査し、交付決定を行います。

#### (4) 工事の実施

市からの交付決定通知が届いた後に、「第6号様式 補助事業等着手報告書」を提出の上、工事を行ってください。

#### (5) 実績報告

工事完了後、「第9号様式 補助事業等完了実績報告書」・「第10号 収支精算書」を作成し、添付書類を添えて提出していただきます。市では、実績報告書をもとに工事内容確認の検査を実施し、補助金額を確定し、「第11号様式 補助金等交付請求書」を提出いただき、お支払いいたします。

### 4. よくある質問

Q1. 補助申請前に工事を行いたいが、補助を受けることができますか。

A1. 補助申請前の工事施工については、補助対象外となります。

Q2. 工事は、いつから施工すればいいですか。

A2. 上記「(4) 工事の実施」のとおり、補助事業等着手報告書の提出後に工事施工となります。

Q3. 補助金は工事施工前に受け取ることはできますか。

A3. 工事完了後、市で工事内容の確認後にお支払いとなります。

○集会所等の新設等及び修繕に対する補助金交付要綱

昭和55年4月1日制定

改正

昭和62年7月1日

昭和63年12月1日

平成元年6月1日

平成2年4月1日

平成16年3月29日告示第46号

平成18年3月22日告示第38号

平成27年5月21日告示第78号

平成28年9月7日告示第105号

平成30年3月6日告示第19号

集会所等の新設等及び修繕に対する補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）に定めがあるもののほか、各地域における基礎的コミュニティの集会所等住民共通の施設を充実することにより、当該地域の福祉の向上並びに自治振興に寄与すると認められるものに対して交付する補助金は、この要綱によるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に掲げるところによる。

- (1) 「新設等」とは、施設の新築、増築、改築、移転又は購入による取得をすることをいう。
- (2) 「修繕」とは、施設の改修及び補修工事で、事業費が30万円以上であるものをいう。

(交付の対象)

**第3条** 市長は、予算の範囲内において、施設の新設等又は修繕（次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定めるものに限る。）を行う者（新設等の場合にあっては、認可地縁法人（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁法人をい

う。以下同じ。)又は認可地縁法人となることを約した者に限る。)に対し、この要綱に基づく補助金を交付することができる。

- (1) 耐震補強を目的とする木造の施設の修繕の場合 当該修繕により評点(三重県木造住宅耐震診断マニュアル等による評点をいう。)が1.0以上となるもの
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長が認めたもの  
(交付額)

**第4条** 新設等及び修繕事業に対する補助額は、直接事業費(施設の新設等の場合にあつては、当該施設の本体工事に要する費用又は当該施設及びその敷地の取得に要する費用に限り、施設の解体、撤去又は処分に要する費用を除く。)から当該事業を行う者以外の者が負担した補助金、助成金、協賛金、寄付金等を差し引いた額を補助対象額として、次により算出した額とする。

- (1) 新設等は、補助対象額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数がある場合にあつては、これを切り捨てた額)とし、その最高限度額を600万円とする。ただし、複数の基礎的コミュニティが共同で一の施設を新設する場合最高限度は、基礎的コミュニティごとに新設等をする場合に算出される最高限度額を合計した額とする。
- (2) 修繕は、補助対象額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数がある場合にあつては、これを切り捨てた額)とし、最高限度額を100万円とする。ただし、複数の基礎的コミュニティが共同で設置した施設を修繕する場合の最高限度は、基礎的コミュニティごとに設置されているとした場合に算出される最高限度額を合計した額とする。
- (3) 市の重要施策推進上特に市長が必要と認めた場合は、前2号により算出した補助額に、別途加算することができるものとする。

(交付の制限)

**第5条** この要綱に基づいて、新設等及び修繕事業を完了した施設は、その翌年度から起算して、次の間は補助金の交付を受けることができない。

- (1) 新設等をした施設は20か年間
- (2) 修繕をした施設は5か年間

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

(交付対象の特例)

2 薦原地域集会所補助金加算基準（平成27年告示第78号）に規定する対象集会所を新設し、又は修繕しようとする場合における第4条の規定の適用は、同条各号列記以外の部分中「新設等及び修繕事業」とあるのは「新設等及び修繕事業（当該事業（修繕に係るものに限る。）を行うかどうか判断するために行われる耐震診断を含む。次条において同じ。）」と、「額とする。」とあるのは「額とする。この場合において、当該額は、補助対象額を超えることができないものとする。」とする。

**附 則**（昭和62年7月1日）

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和63年12月1日）

この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。

**附 則**（平成元年6月1日）

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

**附 則**（平成2年4月1日）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年3月29日告示第46号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月22日告示第38号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年5月21日告示第78号抄）

(施行期日)

1 この基準は、告示の日から施行する。

**附 則**（平成28年9月7日告示第105号）

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の集会所等の新設及び修繕に対する補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

(名張地区集会所補助金加算基準の一部改正)



2 名張地区集会所補助金加算基準（昭和63年11月22日制定）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（名張市中央西土地区画整理事業区域内集会所補助金加算基準の一部改正）

3 名張市中央西土地区画整理事業区域内集会所補助金加算基準（平成19年告示第167号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（薦原地域集会所補助金加算基準の一部改正）

4 薦原地域集会所補助金加算基準（平成27年告示第78号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（集会所新築等補助事業に関する内規の一部改正）

5 集会所新築等補助事業に関する内規（平成2年12月20日制定）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成30年3月6日告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行する。

《記載例》要望書（任意書式）

年 月 日

名張市長 様

(基礎的コミュニティ名)  
代表者 ●● ●● 印

集会所の新築（改築・修繕等）についての補助金にかかる要望書の提出について

次のとおり標記に関する事業を行いたいので、助成されるよう要望します。

1. 事業実施主体

1. 組織の名称	区・自治会
2. 連絡先 (電話番号)	〒518- ( ) 名張市
3. 代表者氏名	●● ●●
4. 結成年月日	年 月 日
5. 基礎的コミュニティの人口	活動対象地域 人 (令和 年4月現在)

2. 補助要望額

事業費総額	補助申請額
●●円	●●円

3. 補助要望事業の計画

(1) 補助要望事業の名称

●●集会所（新設・修繕等）工事  
(住所： )

(2) 補助要望事業の内容

- ① 実施予定期間： 年 月 日開始～ 年 月 日完了予定
- ② 過去の補助実績： 年（新築・修繕）
- ③ 既存集会所の建設年月： 年 月

4. 事業の概要及び効果

●●集会所を整備することにより、●●活動を行うなどにより、地域福祉の増進を図ることができるようになります。

5. 添付資料（例）

	書類名	添付書類	備考
1	事業計画書（事業計画のわかるもの）	○	
2	収支予算書（資金計画のわかるもの）	○	
3	見積書（3者以上より見積書を徴収）	○	
4	現地見取図（位置図）	○	
5	その他 事業内容に関する資料	○	

第1号様式

補助金交付申請書

下記の補助金の交付を申請いたします。

記

- 1 補助事業等の名称 自治振興施設事業 ( 新築・改築・修繕工事)
- 2 補助事業等対象事業費 円也
- 3 交付申請額 円也
- 4 補助事業等の概要及び効果
  
- 5 添付書類
  - (1) 事業計画書 (6) 写真 (建築用地・修繕箇所)
  - (2) 収支予算書 (7) 建築図面 (立面図・平面図)
  - (3) 工事見積書 (写) (8) 建築確認通知書 (写)
  - (4) 工事請負契約書 (写) (9) 借地契約書 (写)  
又は土地使用承諾書
  - (5) 現地見取図 (位置図)

年 月 日

名張市長 様

申請者

住所又は団体名

氏名又は代表者名

印

備考 氏名を署名した場合は押印を省略することができます。

第2号様式

## 事業計画書

種類又は名称	経費の額	経費の内訳	金額	積算基礎
	円			
合計				

第3号様式

## 収 支 予 算 書

収 入 の 部

区 分	予 算 額	備 考
市 補 助 金		
地 元 負 担 金		
計		

支 出 の 部

区 分	予 算 額	備 考
工 事 費 用		
計		

第6号様式

年 月 日

名張市長 様

地区名

代表者名

印

補助事業等着手報告書

年 月 日名張市指令第 号をもって補助金等交付承認の通知のあった下記の事業を着手しましたから名張市補助金等の交付に関する規則第11条により報告します。

記

- 1 補助事業等の名称 自治振興施設事業（ 集会所 工事）
- 2 着手年月日 年 月 日
- 3 完了予定年月日 年 月 日

備考 氏名を署名した場合は押印を省略することができます。

第9号様式

補助事業等完了実績報告書

年 月 日付名張市指令第 号で補助金等交付の決定を受けた次の事務  
(事業)を完了したので、その実績を報告します。

記

1 補助事業等の名称 自治振興施設事業 ( 集会所 工事)

2 完了年月日 年 月 日

3 実施の概要及び効果

4 添付書類

(1) 実施を証する資料  
工事完成後の写真を添付

(2) 収支精算書(精算見込書)  
別紙のとおり

年 月 日

名張市長 様

補助事業者等  
住所又は団体名

氏名又は代表者名

印

備考 氏名を署名した場合は押印を省略することができます。

第10号様式

収 支 精 算 書

1 収 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	精 算 額	比 較		備 考
			増	減	
市 交 付 金					
区 会 計					
計					

2 支 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	精 算 額	比 較		備 考
			増	減	
工 事 費 用					
計					



第11号様式

補助金等交付請求書

請求金額金 円也

ただし、 年 月 日付名張市指令第 号によって補助金等の交付の  
承認を受けた自治振興施設事業（ 集会所 工事）に対する補助金

今回請求 円

請求合計 円

年 月 日

名張市長 様

補助事業者等

住所又は団体名

氏名又は代表者名

印

(注) 補助金等交付承認通知書の写しを添えること。

